

令和3年第3回（9月）上越市議会定例会

総務常任委員会資料【所管事務調査】

上越市過疎地域持続的発展計画（案）について

上越市過疎地域持続的発展計画（案）の概要	・・・・・・・・	1～3
上越市過疎地域持続的発展計画（案）	・・・・・・・・	別冊
上越市過疎地域持続的発展計画（案）に係る地域協議会への諮問、答申の状況について	・・・・・・・・	別紙1
地域協議会での質問・意見	・・・・・・・・	参考資料

上越市過疎地域持続的発展計画（案）の概要

1 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法について

(1) 経緯

- 昭和45年に「過疎地域対策緊急措置法」が制定されて以来、これまで50年以上にわたって過疎対策が実施され、市民生活を下支えする交通基盤や情報通信基盤の整備、下水道等の生活環境の整備、医療・介護・福祉の確保、産業の振興等に資する施策を進めてきた。
- 令和3年4月1日から「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が施行され、ハード事業、ソフト事業を対象とした過疎対策事業債の発行が可能となる支援措置等が継続されることとなり、その有効期限は、令和13年3月31日までの10年間となった。

(2) 対象地域

- 令和3年4月1日に「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が施行され、人口減少率や財政力指数等により、新たに、柿崎区、中郷区を加えた11区が、過疎地域として指定された。
(同法第3条第1項又は第41条第3項の規定)
- 令和3年4月時点で、全国では820市町村、新潟県では16市町村が過疎地域となっている。

(3) 法に基づく主な支援措置

- 過疎対策事業債の充当（元利償還金の70%を普通交付税措置）
 - ・ 施設整備（ハード事業）
市町村道、道路整備機械、観光・レクリエーション施設、電気通信施設、下水処理施設、消防施設、高齢者福祉施設、保育所・児童館、診療施設、公立小中学校など
 - ・ ソフト事業
地域医療の確保、住民に身近な生活交通の確保、集落の維持及び活性化等、将来にわたり住民の安全・安心な暮らしの確保を図るためのソフト事業
- 国庫補助率のかさ上げ
 - ・ 公立小中学校等の統合に伴う新築又は増築（補助率50/100 → 55/100）など
- 国税の減価償却の特例・地方税の減収補填措置
 - ・ 事業用設備等に係る割増償却
過疎地域において、製造業、旅館業、農林水産物等販売業及び情報サービス業等の事業者が対象設備を取得等した場合に、5年間の割増償却を行うことができる。
 - ・ 地方税の課税免除等に係る減収補填措置
過疎地域において、一定の事業用資産を取得した製造業、旅館業、農林水産物等販売業及び情報サービス業等並びに個人が行う畜産業及び水産業について、条例に基づいて課税免除等を行った場合、地方税の減収分を地方交付税で補填する。

2 過疎地域持続的発展計画について

(1) 目的

過疎地域の市町村が、法の定める目的を踏まえ、過疎地域の持続的発展を図るため定めることができる事業計画（法第8条）である。

※財政上の特別措置（過疎対策事業債等）を活用する場合などには策定が必要。

(2) 要件

県の策定する過疎地域持続的発展方針に基づき、議会の議決を経て「過疎地域持続的発展計画」（以下「計画」という。）を定めることができる。

3 「上越市過疎地域持続的発展計画（案）」について

(1) 構成案（国から示された構成に従って作成）

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 基本的な事項<ol style="list-style-type: none">(1) 上越市の概況(2) 人口及び産業の推移と動向(3) 行財政の状況(4) 持続的発展の基本方針(5) 地域の持続的発展のための基本目標(6) 計画の達成状況の評価に関する事項(7) 計画期間 令和3年度～令和7年度（5か年）(8) 公共施設等総合計画との整合2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成・確保<ol style="list-style-type: none">(1) 移住・定住 (2) 地域間交流、関係人口 (3) 人材育成・確保3 産業の振興<ol style="list-style-type: none">(1) 農業 (2) 林業 (3) 水産業 (4) 地場産業 (5) 企業誘致等 (6) 商業(7) 情報通信産業 (8) 観光・レクリエーション (9) 産業振興促進事項4 地域における情報化<ol style="list-style-type: none">(1) 他地域との情報通信技術の利用の機会の格差の是正(2) 住民の生活の利便性の向上5 交通施設の整備、交通手段の確保<ol style="list-style-type: none">(1) 道路 (2) 農道 (3) 林道 (4) 交通確保対策6 生活環境の整備<ol style="list-style-type: none">(1) 上水道 (2) 汚水処理 (3) 廃棄物 (4) 消防・救急体制の整備(5) 住宅 (6) 雪対策 (7) その他7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進<ol style="list-style-type: none">(1) 児童福祉 (2) 高齢者福祉 (3) 障害者福祉 (4) 健診と保健活動8 医療の確保<ol style="list-style-type: none">(1) 診療の確保9 教育の振興<ol style="list-style-type: none">(1) 学校教育 (2) 社会教育10 集落の整備<ol style="list-style-type: none">(1) 集落づくりの推進 |
|---|

11 地域文化の振興等

(1) 伝統文化 (2) 文化施設

12 再生可能エネルギーの利用の促進

(1) 再生可能エネルギー

13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 自然環境の保全及び再生 (2) 自治・まちづくりの推進

事業計画 過疎地域持続的発展特別事業分

※上記 2～13 はそれぞれ次の 4 項目で構成

(1) 現況と問題点 (2) その対策 (3) 計画

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

※新市建設計画、上越市第 6 次総合計画、第 2 期上越市まち・ひと・しごと創生総合戦略等との整合を図り策定

(2) 今後のスケジュール

- 9 月下旬～10 月下旬 パブリックコメント実施
- 11 月 新潟県との協議
- 12 月 市議会 12 月定例会に上程

(3) 現時点での計画策定後の内容変更について

次の計画の策定後、計画変更により対応する。

- 上越市第 7 次総合計画：令和 4 年 12 月(予定)策定
- 次期財政計画：令和 5 年 2 月(予定)策定